

令和2年12月14日からの大雪等による農作物等被害への支援策について (令和2年12月25日発動)

1 山形県農林水産物等災害対策事業

倒壊したパイプハウスの復旧や枝折れした果樹の防除、融雪遅延対策に対する支援。

(1) 実施主体

農業協同組合、農業法人、農業者等

(2) 補助対象

農業用施設等復旧、果樹棚復旧、農薬購入、補植用苗木購入、融雪剤購入（雪解け時期に限る）

(3) 補助率

農業用施設等復旧、果樹棚復旧、農薬購入：県1/3 + 市町村1/6以上

補植用苗木購入：県1/2 + 市町村1/4以上

融雪剤購入：県1/4 + 市町村1/12以上

2 山形県農林漁業天災対策資金及び山形県災害・経営安定対策資金

倒壊したパイプハウスの復旧や枝折れした果樹の防除、融雪遅延対策のために必要な資金を無利子で融通。

(1) 山形県農林漁業天災対策資金

○ 資金使途：種苗、肥料、薬剤購入費、融雪剤購入費、資材購入費（ビニールハウス等の簡易な施設の資材）等の運転資金

○ 貸付利率：0.75%（県と市町村との利子補給により0.75%まで引き下げ。融資機関が0.75%引き下げて無利子で貸付。）

○ 償還期限：3～6年（据置期間なし）

(2) 山形県災害・経営安定対策資金

○ 資金使途：農業用施設等の原状復帰費用

○ 貸付利率：(1)と同じ

○ 償還期限：10年以内（うち据置期間3年以内）

お知らせ

令和2年12月21日

多面的機能支払交付金
中山間地域等直接支払交付金

活動に取り組む皆様へ

地域共同活動による除排雪作業について

12月14日から、県内各地で大雪に見舞われています。また、今後も大雪の発生が予想されます。

地域共同活動による農地や農地周りの農道の除排雪作業に多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活用が可能です。

活用例

● 地域共同活動による農地や農道等の状況確認や除排雪

- ・農地や農道、水路等の状況確認
- ・農業用ハウス等の施設倒壊や果樹の枝折れ対策のために必要な農道、農地、農業用施設の除雪

留意事項

- ・除排雪作業は、安全が確認できる状況になってから複数人で行ってください。
- ・活動実施にあたっては、組織内の合意を得ておくことが必要です。
- ・多面的機能支払の場合、活動計画書に位置付けられた農道等が対象となります。
- ・中山間地域等直接支払の場合で当該使途が協定書内に明記されていない場合は市町村に相談してください。

お問合せ先

県庁	農村計画課	023-630-2506 (多面的機能・中山間)
村山総合支庁	農村計画課	023-621-8261 (多面的機能・中山間)
最上総合支庁	農村計画課	0233-29-1339 (多面的機能・中山間)
置賜総合支庁	農村計画課	0238-35-9055 (多面的機能・中山間)
庄内総合支庁	農村計画課	0235-66-5546 (多面的機能・中山間)
各市町村	多面的機能支払交付金・中山間直接支払 担当課	
山形県多面的機能支払推進協議会		023-647-8851

詳しくは、市町村担当課、県総合支庁農村計画課、協議会にご相談ください。